

## 第2節 日弁連・弁護士会等による弁護士過疎・偏在解消のための取組

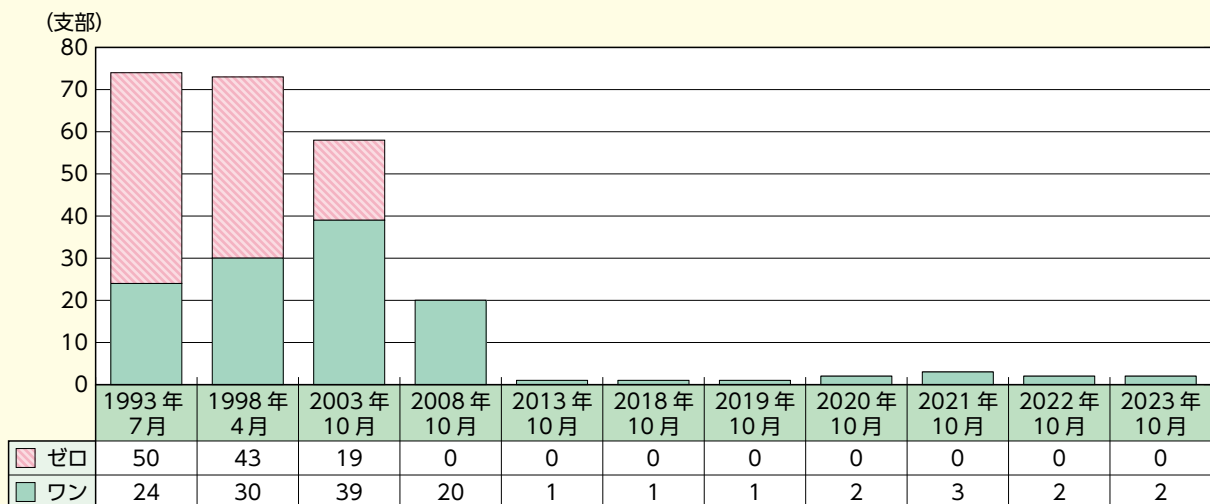
## 1 経過と現状

日弁連は、弁護士過疎・偏在解消のため、1996年に「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」（名古屋宣言）を採択し、ゼロワン地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼できる体制の確立のため活動を行っている。

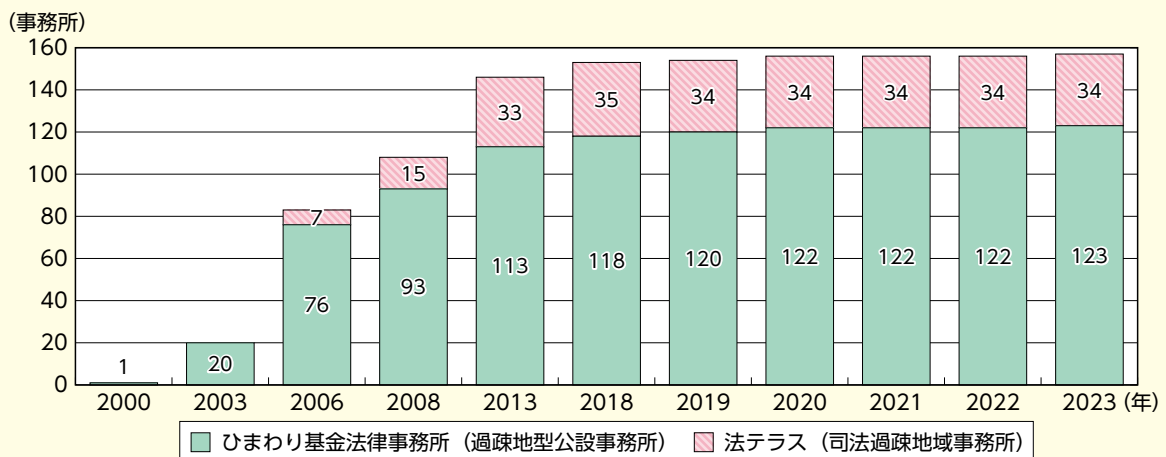
次のグラフは、ゼロワンマップ（次頁参照）が発表された1993年から2023年までの弁護士のゼロワン地裁支部数の変遷と、日弁連ひまわり基金による公設事務所「ひまわり基金法律事務所」（203頁参照）及び「法テラスの地域事務所（司法過疎地域事務所）」の設置数の推移を示したものである。両法律事務所の設置数の増加に比例して、弁護士のゼロワン地域が減少している。

1993年当時50か所存在した弁護士ゼロ地域は、2023年10月1日現在0か所、ワン地域は2か所となった。

資料3-5-2-1 弁護士ゼロワン地裁支部数の変遷



資料3-5-2-2 ひまわり基金法律事務所（累計）・法テラス司法過疎地域事務所の設置数の推移



【注】 1. 2023年10月1日現在のひまわり基金法律事務所数（累計）123のうち、87事務所は定着により個人事務所として同一地域内に開業している。詳しくは p. 203～205 参照。  
2. 司法過疎対策業務については、本書第4編第1章「日本司法支援センター（法テラス）」 p. 241 を参照。